

令和2年6月4日

第99回 神戸市個人情報保護審議会

臨時休業期間中における神戸市立学校
児童生徒への昼食支援について

(教育委員会事務局)

神教委経第 877 号
令和 2 年 6 月 1 日

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村裕三様

神戸市教育委員会
教育長 長田 淳



諮 問

神戸市個人情報保護条例第 9 条第 1 項第 4 号の規定に基づき、下記の事項について、貴会の意見を求めます。

記

臨時休業期間中における神戸市立学校児童生徒への昼食支援について
(条例第 9 条「利用及び提供の制限」に関して)

担当：教育委員会事務局学校支援部学校経営支援課

臨時休業期間中における神戸市立学校児童生徒への昼食支援について
(条例9条「利用及び提供の制限」に関して)

【令和2年度神戸市就学援助申請者に関する以下の個人情報】

対象児童生徒の情報

- ・氏名（漢字，アルファベット）
- ・住所

【平成31年度神戸市就学援助受給者に関する以下の個人情報】

対象児童生徒の情報

- ・氏名（漢字，アルファベット）

神教委特第 506 号
令和 2 年 6 月 1 日

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村 裕三 様

神戸市教育委員会
教育長 長田 淳



諮 問

神戸市個人情報保護条例第 9 条第 1 項第 4 号の規定に基づき、下記の事項について、
貴会の意見を求めます。

記

臨時休業期間中における神戸市立学校児童生徒への昼食支援について
(条例第 9 条「利用及び提供の制限」に関して)

担当：教育委員会事務局学校教育部特別支援教育課

臨時休業期間中における神戸市立学校児童生徒への昼食支援について
(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

【令和2年度特別支援学校在籍児童生徒のうち、平成31年度特別支援教育就学奨励費
支弁段階1の者に関する以下の個人情報】

- ・氏名（漢字，アルファベット）
- ・住所

【令和2年度特別支援学校在籍児童生徒のうち、令和2年度新規入学者に関する以下の
個人情報】

- ・氏名（漢字，アルファベット）
- ・住所

上記は特別支援学校が保有する情報

臨時休業期間中における神戸市立学校児童生徒への昼食支援について

1. 趣 旨

新型コロナウイルス感染症拡大防止による学校園の臨時休業に伴い、長期にわたって給食の提供が中止されている。休業期間中の児童生徒の栄養面への影響が心配されることから、経済的に配慮を要する世帯（生活保護世帯を除く）への昼食支援として、昼食の代わりとして手軽に食べることのできる食品の送付を緊急的に実施する。

2. 概 要

(1) 対象者

- ・ 小学校、義務教育学校及び中学校の令和2年度神戸市就学援助申請者等
約 15,500 人
- ・ 特別支援学校小学部及び中学部の平成31年度の特別支援教育就学奨励費支弁段階が「1」の児童生徒及び支弁段階が不明の場合はそれに準ずる児童生徒等
約 500 人

(2) 提供する食品

昼食の代わりで手軽に食べられ、常温保管が可能、賞味期限が比較的長い食品（主食（米）、おかず類（レトルトカレー等）、飲み物（牛乳、ジュース）等）
20品 3,000円程度

(3) 対象者への送付

- ①教育委員会事務局から食品の配送業務請負業者に配送先リストを提供し、配送先を印字した送り状を作成。送り状を教育委員会事務局に納品。
- ②教育委員会事務局で食品を梱包、送り状を貼付。配送業務請負業者が集荷のうえ、対象世帯あてに個別配送

3. 効 果

保護者からの申し出によらず、教育委員会事務局及び学校が保有する情報を使用し対象者を抽出することで、支援対象者に迅速に食品を提供することができる。

4. スケジュール

令和2年5月11日～6月中旬 食品梱包及び各家庭への配送

5. 個人情報の保護

教育委員会事務局にあつては「神戸市個人情報保護条例」、及び「神戸市情報セキュリティ対策基準」、学校にあつては「神戸市個人情報保護条例」、及び「神戸市情報セキュリティ対策基準(学校園)」に基づき、厳格に対処する。

(1) 運用上の保護（教育委員会事務局及び学校園）

- ①「神戸市情報セキュリティ対策基準」及び「神戸市情報セキュリティ対策基準(学校園)」に基づき、個人情報を含む機密性3の情報の流出を防止する。
- ②保存年限を経過したデータは速やかに消去する。
- ③保存年限を経過した帳票は、シュレッダーや焼却処分等確實かつ速やかに廃棄する。
- ④個人情報の適正な取り扱いを確保するため、関係教職員に対して必要な研修及び指導を行うとともに、個人情報の適正管理について点検を行う。

(2) 運用上の保護（配送業務請負業者）

- ①教育委員会事務局の提供したデータを本業務終了時に削除し、適正な処理を行った旨を書面にて報告する。

参考資料：特別支援教育就学奨励費について

1. 概要

特別支援教育就学奨励費とは、兵庫県下の特別支援学校に就学している児童生徒に対して、国と兵庫県とが必要経費を援助することによって、憲法で保障された教育の機会均等、普及奨励を図ることを目的として、昭和29年より実施している兵庫県教育委員会が所管する事業です。

2. 支弁段階について

特別支援教育就学奨励費は家族の構成員と所得の状況に応じて、次の3つの段階に区分して決定され、諸経費が支給されます。

第Ⅰ段階（世帯の所得月額÷需要額＝1.5倍未満）

第Ⅱ段階（ " ＝1.5倍以上 2.5倍未満）

第Ⅲ段階（ " ＝2.5倍以上）

※所得月額とは、昨年中の総収入額から必要経費（又は給与所得控除）、生命保険料、社会保険料を差し引いて12で割ったもの。需要額とは、生活保護基準の生活扶助、住宅扶助及び教育扶助の合計月額をいう。

3. 支給経費

学校給食費、通学等交通費、寄宿舍居住に伴う経費、修学旅行費、学用品等購入費などのうち、半額または全額（支弁段階による）

4. 申請及び支給決定について

特別支援教育就学奨励費の申請にあたっては、特別支援学校が窓口となって申請を受け付け、兵庫県教育委員会が算定のうえ支弁段階と支給額を決定します。

参考資料：就学援助について

1. 概要

就学援助とは、神戸市立小学校・中学校または義務教育学校に在籍し、経済的理由のため就学が困難な児童生徒の保護者に対して、学用品や給食などにかかる費用の援助を行うことによって義務教育の円滑な実施に資することを目的とした、神戸市教育委員会が所管する制度です。

2. 対象者

神戸市立小学校・中学校または義務教育学校に在籍している方のうち、下記の(1)～(4)のいずれかの理由に該当する方

- (1) 生活保護受給者
- (2) 児童扶養手当受給者 ((1) 以外)
- (3) 世帯の前年の総所得が下表の所得基準以下

基準額

2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯	7人世帯	8人世帯
176万1千円	223万4千円	266万4千円	304万8千円	361万7千円	412万3千円	7人世帯の所得に1人増えるごとに45万5千円を加える

- (4) 上記(1)～(3)には該当しないが、失業などの経済的な理由によって就学が困難となる事情がある者

例) 失業して所得が激減した、等

3. 援助内容

学用品費、通学費、校外活動費、修学旅行費、卒業アルバム代等、体操服・水泳着費、修学旅行費、給食費、など援助費目ごとに支給。

4. 申請及び支給決定について

申請にあたっては、提出期限内に神戸市教育委員会事務局に直接郵送で申請します。神戸市教育委員会事務局で審査の上、支給決定します。